

議員提出議案第 1 号

狭山市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

狭山市議会の議員の定数を定める条例（平成 1 2 年条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 1 年 2 月 2 6 日

狭山市議会議長 東 山 徹 様

提出者 狭山市議会議員 中 川 浩

賛成者 同 田 中 寿 夫

同 大 島 政 教

提案理由

1 0 0 年に一度の危機と言われる現在、市民の生活や、市内事業・労働者は大きな不安の中にある。

また、国・地方自治体は、財政危機に直面した事により、予算削減や市民負担が増加する中、市議会として自らその痛みを負い、議会の活性化と行財政改革の更なる推進を図るため、議員定数を 2 4 人から 1 8 人に改めたく、この案を提出するものである。

狭山市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

狭山市議会の議員の定数を定める条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。